

○ 金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項（平成二十二年金融庁告示第百三十二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

（注）令和三年三月三十一日公表の改正案適用後のもの。

改正後	改正前
<p>（事業年度の記載事項）</p> <p>第三条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>「一〇七 略」</p> <p>八 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項</p> <p>イ Ⅱ リスク管理の方針、手続及び体制の概要（次に掲げる事項を含む。）</p> <p>（1） リスクの特定、評価、管理及び削減に係る方法並びにヘッジの有効性に係る監視の方法</p> <p>（2） トレーディング・デスク（バンキング勘定の外国為替リスクを保有する部門については、トレーディング・デスクとみなす。（3）において同じ。）の構造</p> <p>（3） トレーディング・デスクが保有する商品の種類（内部モデル方式又は標準的方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出する場合に限る。）</p> <p>（4） 低流動性ポジションの特定、管理及び監視に係る方</p>	<p>（事業年度の記載事項）</p> <p>第三条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>「一〇七 同上」</p> <p>八 「同上」</p> <p>イ Ⅱ リスク特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要</p>

法]

(5) トレーディング勘定に分類する商品の範囲を定めるための方針及び手続

ロ トレディング勘定とバンキング勘定との間の商品の振替え状況及び振替えた場合はその理由

ハ 報告及び計測に係るシステムの範囲並びにその内容

期待シヨートフォール・モデルに関する次に掲げる事項（内部モデル方式の承認を受けたトレーディング・デスクに限る。）

(1) 適用する場合は、その範囲（トレーディング・デスクの概要、取引活動、商品及びリスク・ファクターを含む。）

(2) バック・テストイング又は損益要因分析テストの結果により適用しないこととなった場合は、その範囲（トレーディング・デスクの概要、商品及びリスク・ファクターを含む。）、当該テストの結果の概要及び代替手法

(3) 概要（計測手法の種類、信頼水準、保有期間、観測期間及びデータの重付を含む。）

(4) マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法（ストレス・テストを含む。）

(5) 使用するデータの更新頻度

(6) 重要なポートフォリオに対するストレス・テストの結果の概要（モデル化可能なリスク・ファクター及び低減したリスク・ファクターによるマーケット・リス

ロ 内部モデル方式を使用する場合におけるモデルの概要及び適用範囲
「号の細分を加える。」

ク相当額の算出過程を含む。)

ニ|| モデル化不可能なリスク・ファクターにおける自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法（内部モデル方式を用いる場合に限る。）

ホ|| DRCモデルに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を用いる場合に限る。）

- (1) 適用する場合は、その範囲（トレーディング・デスクの概要、商品及びリスク・ファクターを含む。）
- (2) 概要（計測手法の種類、信頼水準、保有期間、観測期間、PDの前提及びエクスポージャーのネットティングの方法を含む。）

(3) 自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法（連結自己資本規制比率告示第二百五十五条第三項各号に掲げる要件を含む。）

ヘ|| モデル検証部署による内部モデル方式の設計、運用に係る検証、一般的な手法（ストレステスト、感応度分析及びシナリオ分析を含む。）及び各種の前提及び評価の方法（内部モデル方式を用いる場合に限る。）

〔九〇十三 略〕

〔四〇八 略〕

〔号の細分を加える。〕

〔号の細分を加える。〕

〔号の細分を加える。〕

〔九〇十三 同上〕

〔四〇八 同上〕